

令和 2 年 2 月 27 日

# 令和 2 年広島県議会 2 月定例会追加議案 (その 3)

広 島 県

## 令和2年広島県議会2月定例会追加議案目次（その3）

追県第1号	令和元年度広島県一般会計補正予算（第4号）	1
追県第2号	令和元年度広島県証紙等特別会計補正予算（第1号）	21
追県第3号	令和元年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第1号）	24
追県第4号	令和元年度広島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	27
追県第5号	令和元年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	30
追県第6号	令和元年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）	33
追県第7号	令和元年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第1号）	36
追県第8号	令和元年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第2号）	39
追県第9号	令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）	43
追県第10号	令和元年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第3号）	48
追県第11号	令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第2号）	52
追県第12号	令和元年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）	55
追県第13号	令和元年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	57
追県第14号	令和元年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）	59
追県第15号	令和元年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）	61
追県第16号	令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	63

追県第1号議案

令和元年度広島県一般会計補正予算（第4号）

令和元年度広島県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,882,938千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,021,918,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県税		328,483,000	△ 2,544,000	325,939,000
	1 県民税	103,454,000	△ 3,895,000	99,559,000
	2 事業税	85,015,000	951,000	85,966,000
	3 地方消費税	64,922,000	1,936,000	66,858,000
	4 不動産取得税	8,354,000	287,000	8,641,000
	5 県たばこ税	2,848,000	27,000	2,875,000
	6 ゴルフ場利用税	658,000	17,000	675,000
	7 自動車取得税	2,661,000	△ 227,000	2,434,000
	8 軽油引取税	24,744,000	△ 956,000	23,788,000
	9 自動車税	35,235,000	△ 829,000	34,406,000
	12 産業廃棄物埋立税	563,000	145,000	708,000
2 地方消費税清算金		105,001,000	△ 3,020,000	101,981,000
	1 地方消費税清算金	105,001,000	△ 3,020,000	101,981,000
3 地方譲与税		51,930,763	△ 2,568,959	49,361,804
	1 地方法人特別譲与税	48,269,990	△ 2,346,000	45,923,990
	2 地方揮発油譲与税	3,190,000	△ 185,000	3,005,000
	3 石油ガス譲与税	163,000	△ 15,000	148,000
	4 自動車重量譲与税	212,000	△ 22,000	190,000
	6 森林環境譲与税	84,763	41	84,804

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 航空機燃料譲与税	11,000	△ 1,000	10,000
4 地方特例交付金		3,432,157	17,791	3,449,948
	1 地方特例交付金	1,467,000	17,791	1,484,791
5 地方交付税		163,710,000	4,245,369	167,955,369
	1 地方交付税	163,710,000	4,245,369	167,955,369
7 分担金及び負担金		6,321,651	24,175	6,345,826
	1 分担金	521,742	46,448	568,190
	2 負担金	5,799,909	△ 22,273	5,777,636
8 使用料及び手数料		10,727,970	△ 57,858	10,670,112
	1 使用料	6,428,596	△ 22,944	6,405,652
	2 手数料	4,299,374	△ 34,914	4,264,460
9 国庫支出金		144,797,190	△ 23,207,980	121,589,210
	1 国庫負担金	99,693,840	△ 20,836,123	78,857,717
	2 国庫補助金	41,436,194	△ 1,979,860	39,456,334
	3 委託金	3,667,156	△ 391,997	3,275,159
10 財産収入		4,842,145	3,038,369	7,880,514
	1 財産運用収入	931,341	32,803	964,144
	2 財産売却収入	3,910,804	3,005,566	6,916,370
11 寄附金		32,722	96,230	128,952
	1 寄附金	32,722	96,230	128,952
12 繰入金		39,508,138	△ 8,941,803	30,566,335

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	368,288	180,850	549,138
	2 基金繰入金	39,139,850	△ 9,122,653	30,017,197
14 諸収入		59,410,713	△ 8,191,881	51,218,832
	1 延滞金、加算金及び過料等	626,759	38,426	665,185
	3 貸付金元利収入	44,343,370	△ 6,835,725	37,507,645
	4 受託事業収入	3,465,844	△ 1,150,736	2,315,108
	5 収益事業収入	4,637,378	△ 1,146,480	3,490,898
	7 雑入	6,334,316	902,634	7,236,950
15 県債		147,481,500	△ 7,772,391	139,709,109
	1 県債	147,481,500	△ 7,772,391	139,709,109
歳 入 合 計		1,070,801,259	△ 48,882,938	1,021,918,321

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,062,598	△ 22,610	2,039,988
	1 議会費	2,062,598	△ 22,610	2,039,988
2 総務費		60,795,573	△ 4,750,271	56,045,302
	1 総務管理費	33,275,070	△ 3,472,354	29,802,716
	2 企画費	7,080,303	△ 111,325	6,968,978
	3 地域振興費	5,956,528	△ 380,062	5,576,466
	4 徴税費	9,564,101	△ 328,548	9,235,553
	5 選挙費	2,163,654	△ 384,007	1,779,647
	6 防災費	1,686,628	△ 54,603	1,632,025
	7 統計調査費	652,137	△ 27,989	624,148
	8 人事委員会費	196,363	4,448	200,811
	9 監査委員費	220,789	4,169	224,958
3 民生費		130,133,843	△ 3,956,393	126,177,450
	1 社会福祉費	95,004,394	△ 1,185,971	93,818,423
	2 児童福祉費	31,949,220	△ 1,856,317	30,092,903
	3 生活保護費	388,640	2,494	391,134
	4 災害救助費	2,791,589	△ 916,599	1,874,990
4 衛生費		81,612,344	△ 4,207,288	77,405,056
	1 公衆衛生費	60,361,514	△ 1,860,599	58,500,915

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 環境衛生費	2,429,659	△ 473,232	1,956,427
	3 環境保全費	5,336,194	△ 989,549	4,346,645
	4 保健所費	1,774,535	△ 53,104	1,721,431
	5 医薬費	9,124,912	△ 829,302	8,295,610
	6 病院費	2,585,530	△ 1,502	2,584,028
5 労働費		3,378,859	△ 480,650	2,898,209
	1 労政費	372,897	△ 5,692	367,205
	2 職業訓練費	2,214,561	△ 245,642	1,968,919
	3 雇用対策費	635,292	△ 226,756	408,536
	4 労働委員会費	156,109	△ 2,560	153,549
6 農林水産業費		29,285,184	1,479,227	30,764,411
	1 農業費	6,799,656	△ 136,439	6,663,217
	2 畜産業費	1,210,231	61,522	1,271,753
	3 水産業費	2,746,097	△ 95,226	2,650,871
	4 農地費	8,127,397	1,350,791	9,478,188
	5 林業費	10,401,803	298,579	10,700,382
7 商工費		55,798,540	△ 9,015,303	46,783,237
	1 商業費	2,417,994	248,268	2,666,262
	2 工鉱業費	52,503,563	△ 9,254,073	43,249,490
	3 観光費	876,983	△ 9,498	867,485
8 土木費		110,012,036	228,760	110,240,796

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	10,917,255	△ 466,683	10,450,572
	2 道路橋梁費	44,484,744	69,397	44,554,141
	3 河川海岸費	37,345,789	808,495	38,154,284
	4 港湾費	9,233,296	222,955	9,456,251
	5 都市計画費	6,827,495	△ 400,062	6,427,433
	6 住宅費	39,822	△ 1,091	38,731
	7 空港費	1,163,635	△ 4,251	1,159,384
9 警察費		63,564,635	△ 827,035	62,737,600
	1 警察管理費	59,448,433	△ 790,335	58,658,098
	2 警察活動費	4,116,202	△ 36,700	4,079,502
10 教育費		197,856,540	△ 2,621,519	195,235,021
	1 教育総務費	27,800,968	2,178,450	29,979,418
	2 小学校費	57,213,616	△ 1,282,439	55,931,177
	3 中学校費	33,442,177	△ 1,044,572	32,397,605
	4 高等学校費	52,850,856	△ 1,661,983	51,188,873
	5 特別支援学校費	16,365,911	△ 765,720	15,600,191
	6 大学費	8,495,469	△ 12,200	8,483,269
	7 社会教育費	1,305,708	△ 26,295	1,279,413
	8 保健体育費	381,835	△ 6,760	375,075
11 災害復旧費		56,660,684	△ 18,608,634	38,052,050
	1 農林水産施設災害復旧費	12,173,986	△ 6,457,631	5,716,355

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 土木施設災害復旧費	44,368,479	△ 12,146,157	32,222,322
	3 公共施設災害復旧費	98,219	15,154	113,373
	4 教育施設災害復旧費	20,000	△ 20,000	0
12 公債費		151,014,393	△ 3,112,222	147,902,171
	1 公債費	151,014,393	△ 3,112,222	147,902,171
13 諸支出金		128,226,030	△ 2,989,000	125,237,030
	1 地方消費税清算金	61,438,000	909,000	62,347,000
	2 個人県民税所得割交付金	229,000	4,000	233,000
	3 利子割交付金	918,000	△ 469,000	449,000
	4 配当割交付金	2,034,000	△ 164,000	1,870,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,681,000	△ 702,000	979,000
	6 地方消費税交付金	52,644,000	△ 1,537,000	51,107,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	485,000	△ 8,000	477,000
	8 自動車取得税交付金	1,928,000	△ 146,000	1,782,000
	9 環境性能割交付金	672,000	△ 136,000	536,000
	10 軽油引取税交付金	6,197,000	△ 740,000	5,457,000
歳 出 合 計		1,070,801,259	△ 48,882,938	1,021,918,321

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費			0	857,893
	1 総務管理費		0	771,544
		庁舎等整備・補修費	0	771,544
	2 企画費		0	15,866
		高度情報化推進費	0	15,866
	3 地域振興費		0	40,092
		地籍調査費	0	40,092
	6 防災費		0	30,391
消防学校費		0	30,391	
3 民生費			0	1,021,688
	1 社会福祉費		0	763,184
		障害者社会参加推進費	0	33,884
		社会福祉施設整備費補助金	0	729,300
	2 児童福祉費		0	258,504
		児童福祉施設整備費補助金	0	253,504
青少年対策費		0	5,000	
4 衛生費			0	72,847

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
	2 環境衛生費		0	15,555
		水道施設対策費	0	15,555
	3 環境保全費		0	54,915
		自然公園等施設整備・維持修繕費	0	54,915
	5 医薬費		0	2,377
		医療施設等整備費補助金	0	2,377
6 農林水産業費			2,236,294	11,447,856
	1 農業費		0	89,271
		園芸産地構造改革推進事業費	0	89,271
	2 畜産業費		0	74,252
		畜産経営改善対策費	0	74,252
	3 水産業費		131,828	1,127,562
		水産基盤整備事業費	0	141,952
		栽培漁業振興対策事業費	0	7,500
		漁港維持修繕費	0	47,300
		漁港改良費	0	18,000
		漁港改修費	106,628	284,533
		漁業集落環境整備費	0	72,997
	漁港海岸保全施設整備費	25,200	106,080	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		港整備交付金	0	449,200
	4 農地費		588,289	5,855,867
		農業農村整備調査費	0	84,360
		三川ダム管理費	0	10,670
		農村基盤整備推進事業費	0	365,357
		かんがい排水事業費	52,500	233,100
		基幹水利施設補修事業費	0	87,570
		圃場整備事業費	173,250	985,870
		農道整備事業費	0	1,002,115
		畑地帯総合整備事業費	52,500	257,670
		農業集落排水事業費	0	19,661
		基盤整備促進事業費	0	178,603
		受託工事費	0	35,718
		海岸保全施設等維持補修費	19,783	49,964
		海岸保全施設整備事業費	0	50,400
		地すべり対策事業費	0	26,250
		溜池等整備事業費	290,256	2,468,559
	5 林業費		1,516,177	4,300,904
		林道整備事業費	0	19,882

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		育成林整備事業費	0	556,137
		機能回復整備事業費	0	35,212
		森林居住環境整備事業費	0	723,285
		林業・木材産業等競争力強化対策事業費	0	132,255
		治山施設維持修繕費	172,826	233,913
		小規模崩壊地復旧事業費	0	324,532
		山地治山事業費	623,335	1,166,675
		治山激甚災害対策特別緊急事業費	720,016	1,013,250
		直轄治山事業費負担金	0	95,763
7 商工費	2 工鉦業費		0	5,250
			0	5,250
		中小企業支援対策費	0	5,250
8 土木費	1 土木管理費		4,925,455	49,448,037
			44,235	1,640,683
		総合維持修繕費	0	230,000
		県土防災対策緊急事業費	0	1,351,610
		建築物耐震化促進事業費	44,235	59,073
	2 道路橋梁費		992,800	20,581,657
		広島高速道路公社出資金・貸付金	0	1,000,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		道路改修費	0	1,217,742
		交通安全施設費（単独）	0	73,479
		道路災害防除費	265,800	3,308,630
		除雪費	0	12,742
		交通安全施設費（補助）	31,000	1,197,898
		道路改良費（単独）	0	3,447,473
		道路改修計画調査費	0	30,000
		道路改良費（補助）	696,000	10,198,693
		道路災害関連事業費	0	95,000
	3 河川海岸費		2,429,520	20,571,429
		河道浚渫費	0	1,145,450
		護岸等修繕費	0	185,936
		河川改良費	0	619,300
		河川改修費	783,000	5,253,120
		都市小河川改修費	0	45,000
		高潮対策費（河川）	0	87,500
		河川災害関連事業費	0	550,200
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	0	441,000
		堰堤改良事業費	252,000	283,500

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		市町土木工事受託費（河川）	97,000	167,435
		砂防施設維持修繕費	0	106,000
		急傾斜地維持修繕費	0	87,200
		通常砂防費（単独）	0	446,250
		地すべり対策砂防費（単独）	0	5,600
		急傾斜地崩壊対策事業費（単独）	0	440,100
		通常砂防費（補助）	172,830	3,195,813
		地すべり対策砂防費（補助）	0	180,907
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	65,100	3,316,002
		砂防災害関連事業費	30,590	41,090
		砂防激甚災害対策特別事業費	1,025,000	2,910,600
		砂防関係事業調査費	0	37,200
		土砂災害情報相互通報システム整備事業費	0	68,570
		海岸保全施設維持修繕費	0	36,206
		高潮対策費（海岸）	0	105,000
		港湾海岸保全施設費	0	812,450
	4 港湾費		1,458,900	3,509,104
		港湾維持修繕費	0	193,782
		港湾補修費	0	292,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		港湾改良費	0	270,200
		港湾改修費	1,094,400	1,301,600
		港湾環境整備事業費	0	100,000
		港整備交付金事業費	364,500	1,077,500
		市町土木工事受託費（港湾）	0	274,022
	5 都市計画費		0	2,999,455
		街路事業費（単独）	0	220,810
		街路事業費（補助）	0	2,542,180
		公園維持修繕費	0	52,380
		公園事業費（単独）	0	19,226
		公園事業費（補助）	0	164,859
	7 空港費		0	145,709
		広島ヘリポート整備費（補助）	0	145,709
10 教育費		385,000	3,805,257	
	1 教育総務費	0	3,139,940	
	教育情報化推進事業費	0	3,090,000	
	教職員公舎管理費	0	49,940	
	4 高等学校費	0	275,911	
	広島叡智学園中学校・高等学校整備費	0	68,824	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		学校改修整備費	0	207,087
	7 社会教育費		0	4,406
		文化財保存事業費補助金	0	4,406
11 災害復旧費			426,827	28,915,011
	1 農林水産施設災害復旧費		313,500	5,662,686
		過年発生災害農林水産施設復旧費	313,500	502,500
		過年発生災害農業施設復旧費	0	4,639,955
		現年発生災害農業施設復旧費	0	219,085
		過年発生災害林道復旧費	0	271,276
		現年発生災害林道復旧費	0	29,870
	2 土木施設災害復旧費		113,327	23,151,300
		過年発生災害土木施設復旧費	0	22,845,231
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	113,327	306,069
	3 公共施設災害復旧費		0	101,025
		過年発生災害公共施設復旧費	0	65,038
		過年発生災害公園施設復旧費	0	35,987
合 計			7,973,576	95,573,839

第3表 地方債補正

(追加及び変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	30,978,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	32,617,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	17,031,200	同	上	同上	9,275,900	同	上	同上
単独災害復旧事業	717,900	同	上	同上	637,900	同	上	同上
直轄災害復旧事業	—	—	—	—	38,000	同	上	同上
歳入欠かん	—	—	—	—	2,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同
学校教育施設等整備事業	2,493,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	4,098,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同
社会福祉施設整備事業	359,700	同	上	同上	444,700	同	上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等管理事業	1,778,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	1,569,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
児童福祉施設整備事業	200	同	同上	同上	200	同	同上	同上
自然公園等整備事業	60,500	同	同上	同上	60,500	同	同上	同上
県立広島大学整備事業	3,497,800	同	同上	同上	3,797,800	同	同上	同上
被災者生活再建支援基金出資	895,400	同	同上	同上	895,400	同	同上	同上
高等技術専門学校整備事業	64,100	同	同上	同上	54,300	同	同上	同上
漁港改良事業	40,700	同	同上	同上	40,700	同	同上	同上
中小企業支援対策事業	—	—	—	—	1,700	同	同上	同上
広島高速道路公社出資	924,900	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	924,900	同	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	17,800	同	同上	同上	17,800	同	同上	同上
港湾改良事業	1,194,900	同	同上	同上	1,193,900	同	同上	同上
交番・駐在所庁舎建設事業	89,700	同	同上	同上	89,700	同	同上	同上
交通安全施設整備事業	549,100	同	同上	同上	548,200	同	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備事業	33,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	32,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
私立学校施設耐震化整備事業	115,200	同	同上	同上	20,000	同	同上	同上
公園整備事業	50,000	同	同上	同上	55,700	同	同上	同上
合併特例事業	1,389,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同上	1,568,800	同	同上	同上
防災対策事業	17,085,300	同	同上	同上	17,606,800	同	同上	同上
地方道路等整備事業	12,591,700	同	同上	同上	13,006,300	同	同上	同上
河川等整備事業	867,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	350,000	同	同上	同上
臨時高等学校整備事業	1,331,400	同	同上	同上	1,267,600	同	同上	同上
水道用水供給事業出資	817,700	同	同上	同上	553,900	同	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
広島高速道路公社特別転貸	925,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	925,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。				
災害援護資金貸付事業	400	同	上	0	同	上	0	同	上			
臨時財政対策	47,380,000	同	上	8.5以内	同	上	44,012,909	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	同	上	
退職手当	4,200,000	同	上	同上	同	上	4,000,000	同	上	同上	同	上
合 計	147,481,500						139,709,109					

追第2号議案

令和元年度広島県証紙等特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県証紙等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県証紙等特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県証紙等特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県証紙等特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 318,811千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,051,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証紙収入		230,780	189	230,969
	2 繰越金	205,780	189	205,969
2 証紙代金収納計器収入		4,140,000	△ 319,000	3,821,000
	1 証紙代金収納計器収入	4,139,999	△ 367,724	3,772,275
	2 繰越金	1	48,724	48,725
歳 入 合 計		4,370,780	△ 318,811	4,051,969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証紙繰出金		230,780	189	230,969
	1 証紙繰出金	230,780	189	230,969
2 証紙代金収納計器繰出金		4,140,000	△ 319,000	3,821,000
	1 証紙代金収納計器繰出金	4,140,000	△ 319,000	3,821,000
歳 出 合 計		4,370,780	△ 318,811	4,051,969

追県第3号議案

令和元年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県管理事務費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県管理事務費特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県管理事務費特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県管理事務費特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 588,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費収入		577,908	11,067	588,975
	1 繰越金	1	11,067	11,068
歳 入 合 計		577,908	11,067	588,975

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		577,908	11,067	588,975
	1 用品調達費	375,336	11,067	386,403
歳 出 合 計		577,908	11,067	588,975

追県第4号議案

令和元年度広島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県公債管理特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県公債管理特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県公債管理特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,107,686千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 276,317,309千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理収入		279,424,995	△ 3,107,686	276,317,309
	1 財産収入	754,911	△ 28,848	726,063
	2 繰入金	192,970,084	△ 3,078,838	189,891,246
歳 入 合 計		279,424,995	△ 3,107,686	276,317,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理費		279,424,995	△ 3,107,686	276,317,309
	1 公債管理費	279,424,995	△ 3,107,686	276,317,309
歳 出 合 計		279,424,995	△ 3,107,686	276,317,309

追県第5号議案

令和元年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,955,073千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254,213,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費収入		244,258,286	9,955,073	254,213,359
	2 国庫支出金	66,568,657	926,266	67,494,923
	3 療養給付費等交付金	160,989	△ 160,989	0
	4 前期高齢者交付金	86,072,354	65,005	86,137,359
	6 財産収入	265	232	497
	7 繰入金	14,672,177	410,441	15,082,618
	8 繰越金	0	8,614,600	8,614,600
	9 諸収入	0	99,518	99,518
歳 入 合 計		244,258,286	9,955,073	254,213,359

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		244,258,286	9,955,073	254,213,359
	1 総務費	6,502	△ 641	5,861
	2 保険給付費等交付金	200,584,361	2,218,233	202,802,594
	3 後期高齢者支援金等	32,634,824	△ 342,252	32,292,572
	4 前期高齢者納付金等	106,844	22,666	129,510
	5 介護納付金	10,708,013	3,945	10,711,958
	7 共同事業拠出金	197,284	8,386	205,670
	8 保健事業費	20,000	△ 3,944	16,056
	9 基金積立金	265	234	499
	10 財政安定化基金支出金	0	50,256	50,256
	11 諸支出金	0	3,622,110	3,622,110
	12 繰出金	0	74,054	74,054
	13 予備費	0	4,302,026	4,302,026
歳 出 合 計		244,258,286	9,955,073	254,213,359

追県第6号議案

令和元年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県中小企業支援資金特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県中小企業支援資金特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県中小企業支援資金特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 323,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 822,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金収入		1,145,905	△ 323,069	822,836
	2 繰越金	15,637	934	16,571
	3 諸収入	1,106,645	△ 324,003	782,642
歳 入 合 計		1,145,905	△ 323,069	822,836

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金		1,145,905	△ 323,069	822,836
	2 諸支出金	1,122,283	△ 323,069	799,214
歳 出 合 計		1,145,905	△ 323,069	822,836

追県第7号議案

令和元年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県農林水産振興資金特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県農林水産振興資金特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県農林水産振興資金特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,614千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金収入		10,021	△ 1,323	8,698
	2 繰越金	7,250	△ 1,323	5,927
2 林業・木材産業改善資金収入		1,591	△ 1,368	223
	1 繰入金	1	1	2
	2 繰越金	1,589	△ 1,369	220
3 沿岸漁業改善資金収入		2,803	△ 923	1,880
	2 繰越金	1,439	△ 414	1,025
	3 諸収入	1,362	△ 509	853
歳 入 合 計		14,415	△ 3,614	10,801

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金		10,021	△ 1,323	8,698
	1 農業改良資金	10,021	△ 1,323	8,698
2 林業・木材産業改善資金		1,591	△ 1,368	223
	1 林業・木材産業改善資金	1,591	△ 1,368	223
3 沿岸漁業改善資金		2,803	△ 923	1,880
	1 沿岸漁業改善資金	2,803	△ 923	1,880
歳 出 合 計		14,415	△ 3,614	10,801

追県第8号議案

令和元年度広島県営林事業費特別会計補正予算（第2号）

令和元年度広島県営林事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 113,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 705,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		591,940	113,153	705,093
	1 国庫支出金	44,380	163,548	207,928
	2 財産収入	348,006	△ 78,329	269,677
	3 繰入金	158,130	△ 2,467	155,663
	4 繰越金	38,635	31,165	69,800
	5 諸収入	2,789	△ 764	2,025
歳 入 合 計		591,940	113,153	705,093

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		591,940	113,153	705,093
	1 県営林事業費	591,940	113,153	705,093
歳 出 合 計		591,940	113,153	705,093

第2表 繰越明許費			(単位：千円)
款	項	事業名	金額
1 県営林事業費			151,991
	1 県営林事業費		151,991
		木材生産事業費	151,991
合 計			151,991

追県第9号議案

令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）

令和元年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,256,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		13,194,201	62,039	13,256,240
	2 使用料及び手数料	2,587,217	268	2,587,485
	3 財産収入	645,739	752,753	1,398,492
	4 繰入金	2,560,498	△ 1,136,061	1,424,437
	5 繰越金	1	343,107	343,108
	6 諸収入	39,504	101,972	141,476
歳 入 合 計		13,194,201	62,039	13,256,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		13,194,201	62,039	13,256,240
	1 公債費	8,043,631	0	8,043,631
	2 広島港費	4,375,945	52,633	4,428,578
	3 福山港費	285,170	9,406	294,576
歳 出 合 計		13,194,201	62,039	13,256,240

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾特別整備事業費			650,000	1,039,000
	2 広島港費		650,000	1,010,000
		臨海土地造成事業費	650,000	1,010,000
	3 福山港費		0	29,000
ふ頭用地造成事業費		0	29,000	
合計			650,000	1,039,000

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	7,200,600				7,200,600			
広島港整備事業	6,081,500	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	6,081,500	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	416,500	同上	同上	同上	416,500	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	280,400	同上	同上	同上	280,400	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	422,200	同上	同上	同上	422,200	同上	同上	同上
合計	7,200,600				7,200,600			

追県第10号議案

令和元年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第3号）

令和元年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 214,580千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,826,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5,041,116	△ 214,580	4,826,536
	1 分担金及び負担金	405	△ 108	297
	2 使用料及び手数料	3,198,666	△ 105,933	3,092,733
	3 国庫支出金	615,466	△ 78,594	536,872
	4 財産収入	2,684	12,118	14,802
	5 繰入金	384,446	△ 26,735	357,711
	6 繰越金	19,933	85,172	105,105
	8 県債	816,600	△ 100,500	716,100
歳 入 合 計		5,041,116	△ 214,580	4,826,536

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		3,859,589	△ 196,506	3,663,083
	1 県営住宅事業費	3,859,589	△ 196,506	3,663,083
2 公債費		1,181,527	△ 18,074	1,163,453
	1 公債費	1,181,527	△ 18,074	1,163,453
歳 出 合 計		5,041,116	△ 214,580	4,826,536

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	816,600	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	716,100	証書借入及び証券発行 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	816,600				716,100			

追県第11号議案

令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第2号）

令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 58,748千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 312,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		370,797	△ 58,748	312,049
	1 繰越金	110,442	△ 10,000	100,442
	2 諸収入	260,355	△ 58,748	201,607
	3 繰入金	0	10,000	10,000
歳 入 合 計		370,797	△ 58,748	312,049

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		370,797	△ 58,748	312,049
	1 高等学校等奨学金	370,797	△ 58,748	312,049
歳 出 合 計		370,797	△ 58,748	312,049

追第12号議案

令和元年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県病院事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(3)	年 間 患 者 数			
	入 院	243,222 人	△ 13,303 人	229,919 人
	外 来	324,177 人	10,982 人	335,159 人
(4)	一 日 平 均 患 者 数			
	入 院	665 人	△ 37 人	628 人
	外 来	1,351 人	34 人	1,385 人
(5)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	県 立 広 島 病 院 整 備 事 業	188,409 千円	△ 47,251 千円	141,158 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	病 院 事 業 収 益	26,740,120 千円	△ 100,515 千円	26,639,605 千円
第1項	医 業 収 益	24,606,266 千円	△ 88,182 千円	24,518,084 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,103,854 千円	△ 12,333 千円	2,091,521 千円
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	26,314,239 千円	475,854 千円	26,790,093 千円
第1項	医 業 費 用	25,743,329 千円	403,611 千円	26,146,940 千円
第2項	医 業 外 費 用	535,910 千円	46,243 千円	582,153 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円	26,000 千円	61,000 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,774,728千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 873千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,773,855千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
収 入					
第1款	資 本 的 収 入	1,747,314 千円	△	23,000 千円	1,724,314 千円
第1項	企 業 債	869,000 千円	△	23,000 千円	846,000 千円
支 出					
第1款	資 本 的 支 出	3,546,252 千円	△	47,210 千円	3,499,042 千円
第1項	建 設 改 良 費	906,347 千円	△	47,251 千円	859,096 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,446,653 千円		40 千円	2,446,693 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	193,252 千円		1 千円	193,253 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「869,000千円」を「846,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条列記中職員給与費「13,138,116千円」を「13,027,294千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第8条本文中「839,760千円」を「812,948千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第9条本文中「7,636,000千円」を「7,821,000千円」に改める。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第13号議案

令和元年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	年 間 総 給 水 量	123,789,252 m <sup>3</sup>	1,279,908 m <sup>3</sup>	125,069,160 m <sup>3</sup>
(2)	一 日 平 均 給 水 量	338,222 m <sup>3</sup>	3,497 m <sup>3</sup>	341,719 m <sup>3</sup>
	工 業 用 水 道	256,222 m <sup>3</sup>	3,497 m <sup>3</sup>	259,719 m <sup>3</sup>
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	太田川東部工業用水道事業	678,617 千円	△ 302,694 千円	375,923 千円
	沼田川工業用水道事業	681,344 千円	△ 278,586 千円	402,758 千円
	太田川東部工業用水道第2期事業	108,696 千円	△ 26,244 千円	82,452 千円
	太田川東部工業用水道第2期拡張事業	887,465 千円	△ 183,684 千円	703,781 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	2,979,632 千円	59,735 千円	3,039,367 千円
第1項	営 業 収 益	2,783,180 千円	1,158 千円	2,784,338 千円
第2項	営 業 外 収 益	196,452 千円	△ 10,087 千円	186,365 千円
第3項	特 別 利 益	0 千円	68,664 千円	68,664 千円
支 出				
第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,937,921 千円	83,430 千円	3,021,351 千円
第1項	営 業 費 用	2,780,372 千円	39,990 千円	2,820,362 千円
第2項	営 業 外 費 用	145,479 千円	13,836 千円	159,315 千円

第3項 特別損失 8,070 千円 29,604 千円 37,674 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 787,182千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 92,040千円、減債積立金 261,153千円、過年度分損益勘定留保資金 400,776千円及び当年度分損益勘定留保資金 33,213千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	2,219,594 千円	△ 841,617 千円	1,377,977 千円
第1項 企業債	1,507,400 千円	△ 614,800 千円	892,600 千円
第2項 補助金	74,830 千円	△ 2,830 千円	72,000 千円
第3項 工事負担金	127,048 千円	△ 3,920 千円	123,128 千円
第4項 受託金	510,315 千円	△ 220,067 千円	290,248 千円
支出			
第1款 資本的支出	2,956,367 千円	△ 791,208 千円	2,165,159 千円
第1項 建設改良費	2,357,817 千円	△ 791,208 千円	1,566,609 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「1,507,400千円」を「892,600千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「269,792千円」を「345,852千円」に改める。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追県第14号議案

令和元年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1)	土 地 売 却			
	土 地 売 却 収 益	148,741 千円	228,325 千円	377,066 千円
	久 井 地 区	12,241 m <sup>2</sup>	10,761 m <sup>2</sup>	23,002 m <sup>2</sup>
	佐 伯 地 区	0 m <sup>2</sup>	5,265 m <sup>2</sup>	5,265 m <sup>2</sup>
(2)	土 地 造 成 事 業			
	土 地 造 成 事 業 費	993,825 千円	△ 22,772 千円	971,053 千円
	箕 島 地 区 土 地 造 成	94,372 千円	△ 22,441 千円	71,931 千円
	本 郷 地 区 土 地 造 成	859,453 千円	△ 331 千円	859,122 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款	土 地 造 成 事 業 収 益	210,792 千円	259,056 千円	469,848 千円
第1項	営 業 収 益	148,741 千円	228,325 千円	377,066 千円
第2項	営 業 外 収 益	62,051 千円	30,731 千円	92,782 千円
支 出				
第1款	土 地 造 成 事 業 費 用	408,235 千円	214,814 千円	623,049 千円
第1項	営 業 費 用	326,365 千円	212,626 千円	538,991 千円
第2項	営 業 外 費 用	80,870 千円	2,188 千円	83,058 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 971,052千円は、過年度分損益勘定留保資金 971,052千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,561,830 千円	△ 843,400 千円	5,718,430 千円
第1項 企業債	6,209,400 千円	△ 843,400 千円	5,366,000 千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,712,254 千円	△ 22,772 千円	6,689,482 千円
第1項 土地造成費	993,825 千円	△ 22,772 千円	971,053 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「6,209,400千円」を「5,366,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条列記中職員給与費「82,793千円」を「119,720千円」に改める。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追第15号議案

令和元年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業				
広島水道用水供給施設建設事業	4,433,059 千円	△	1,222,336 千円	3,210,723 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	461,399 千円	△	292,376 千円	169,023 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,011,080 千円	△	354,986 千円	656,094 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 水道用水供給事業収益	11,375,686 千円		43,074 千円	11,418,760 千円
第1項 営 業 収 益	10,290,664 千円	△	5,009 千円	10,285,655 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,085,022 千円		48,083 千円	1,133,105 千円
支 出				
第1款 水道用水供給事業費用	9,404,651 千円		240,814 千円	9,645,465 千円
第1項 営 業 費 用	8,680,809 千円	△	18,908 千円	8,661,901 千円
第2項 営 業 外 費 用	708,563 千円		259,722 千円	968,285 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,730,278千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 302,542千円、減債積立金 87,526千円、建設改良積立金 1,990,573千円、過年度分損益勘定留保資金 1,168,196千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,181,441千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
-------	---------	--	---------	-----

収 入				
第1款	資 本 的 収 入	3,316,092 千円	△	1,922,335 千円
第1項	企 業 債	1,340,800 千円	△	1,340,800 千円
第2項	出 資 金	817,700 千円	△	263,800 千円
第3項	補 助 金	969,488 千円	△	350,826 千円
第4項	工 事 負 担 金	117,786 千円	△	1,593 千円
第5項	受 託 金	70,317 千円		34,684 千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出	7,993,733 千円	△	1,869,698 千円
第1項	建 設 改 良 費	5,907,458 千円	△	1,869,698 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条を削除する。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条列記中職員給与費「726,981千円」を「796,850千円」に改める。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

追第16号議案

令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和元年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）		（補 正）	（計）
(2) 年 間 総 処 理 水 量	81,215,400 m <sup>3</sup>	△	3,140,799 m <sup>3</sup>	78,074,601 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	221,900 m <sup>3</sup>	△	8,582 m <sup>3</sup>	213,318 m <sup>3</sup>
(4) 建 設 改 良 事 業				
太田川流域下水道建設事業	1,058,985 千円	△	243 千円	1,058,742 千円
芦田川流域下水道建設事業	1,774,107 千円	△	78,042 千円	1,696,065 千円
沼田川流域下水道建設事業	1,406,899 千円	△	76,844 千円	1,330,055 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補 正 額）	（計）
収 入				
第1款 流域下水道事業収益	8,824,451 千円		360,525 千円	9,184,976 千円
第1項 営 業 収 益	5,263,334 千円	△	86,392 千円	5,176,942 千円
第2項 営 業 外 収 益	3,561,117 千円		149,269 千円	3,710,386 千円
第3項 特 別 利 益	0 千円		297,648 千円	297,648 千円
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	8,763,552 千円		332,960 千円	9,096,512 千円
第1項 営 業 費 用	8,408,137 千円	△	44,180 千円	8,363,957 千円
第2項 営 業 外 費 用	352,415 千円		10,164 千円	362,579 千円
第4項 特 別 損 失	0 千円		366,976 千円	366,976 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 431,914千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 431,914千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	5,707,053 千円	△ 487,665 千円	5,219,388 千円
第1項 企業債	1,067,300 千円	△ 120,400 千円	946,900 千円
第3項 補助金	3,456,947 千円	△ 340,360 千円	3,116,587 千円
第4項 工事負担金	899,552 千円	△ 26,915 千円	872,637 千円
第6項 固定資産売却代金	0 千円	10 千円	10 千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,806,429 千円	△ 155,127 千円	5,651,302 千円
第1項 建設改良費	4,239,991 千円	△ 155,129 千円	4,084,862 千円
第2項 企業債償還金	1,421,224 千円	2 千円	1,421,226 千円

(特例的収入及び支出の補正)

第4条の2 予算第4条の2本文中「572,384千円及び 2,292,736千円」を「461,293千円及び 681,652千円」に改める。

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「1,067,300千円」を「946,900千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条列記中職員給与費「245,898千円」を「257,598千円」に改める。

令和2年2月27日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦